

## 瀬戸保健所結核患者の薬局DOTS実施要領

### 1 目的

結核患者の服薬治療完遂を目指して、瀬戸保健所（以下「保健所」という。）は、主に管内で開設している薬局（以下「薬局」という。）と連携したDOTSの推進を図る。

### 2 内容

結核患者に対する地域DOTS（直接服薬確認方法）の実施方法の一つとして、薬局の協力により薬局DOTSを行う。

### 3 薬局DOTS支援の対象者

通院治療中の者で保健所長が必要と認める患者であり、以下の会議等を活用し、対象者を選定する。

- (1) 医療機関（公立陶生病院等）との結核患者服薬支援連携会議
- (2) 保健所内DOTS会議
- (3) その他

### 4 結核患者服薬支援アセスメント及び患者支援計画票の作成

(1) 保健所は、愛知県結核服薬支援事業実施要領に基づき、「服薬の見守りと保健所について」（様式1）により患者又は家族に十分に説明をし、理解を得る。

(2) 個別患者支援計画の作成をする。

保健所は、「愛知県保健所『結核患者服薬支援アセスメント票及び患者支援計画票』ガイドライン」（別紙1）に基づき、「服薬支援アセスメント」（様式2）を用いて、患者と面接をしながら各項目について確認する。

また、医療関係者の意見をアセスメントの参考にする。服薬を継続するための具体的な方法について、患者と話し合い、お互いに了解する。

(3) 保健所は、所内DOTS会議を実施し、個別支援計画を作成する。

### 5 薬局DOTSによる支援

(1) 保健所は、患者の希望する薬局へ、事前に薬局DOTS支援の協力依頼をする。

- ・薬局DOTSの確認方法、頻度、確認の場所等について相談。
- ・退院カンファレンスがある場合は、可能であれば薬局も参加する。

（保健所が調整する）

(2) 薬局DOTS開始時、可能な限り保健所保健師が同席し、薬剤師へ繋ぐ。

(3) 計画に沿って薬局DOTSを実施する。

なお、患者の状況にあわせて保健所も必要時支援を行う。

(4) 薬局DOTSの報告は、別紙（報告様式）により作成する。ただし、他機関等への同様な報告書があれば、これをもって別紙（報告様式）に代えることができる。

また、支援対象者氏名欄については、個人情報に配慮し、保健所が伝えた「番号」を記載する。

(5) 保健所への報告は、薬局が実施しやすい方法（メールやFAX）で行う。

なお、誤送信が生じることのないよう取扱には注意する。

(6) 薬局に来局しなかった場合や、脱落時等のトラブルが発生した場合、直ちに保健所に報告する。主治医への連絡、調整は保健所が行う。

(7) 服薬支援終了について、薬局、保健所間でお互いに確認する。

## 6 報告

別紙様式にて薬局DOTS後、すみやかに瀬戸保健所へ報告する。

## 7 その他

- (1) 保健所は、コホート検討会で事例の共有をする。
- (2) 保健所は、適宜、薬局DOTS実施機関について確認し、必要に応じて整備する。

## 附則

この要領は、平成29年3月6日から施行する。

## 《薬局DOTS実施の手順》

① 保健所は、服薬支援や医療機関との患者情報の連絡について、患者又は家族へ、十分に説明をして、理解を得る。

② 保健所は、所内DOTS会議を実施し個別支援計画を作成する。

③ 保健所は患者の希望する薬局へ事前に薬局DOTS支援の協力依頼をする。  
・薬局DOTSの確認方法、頻度、確認の場所等について相談。  
・退院カンファレンスがある場合は、可能であれば薬局も参加する。  
(保健所が調整する)

④ 計画に沿って、薬局DOTSを実施する。  
なお、患者の状況にあわせて、保健所も必要時支援を行う。

⑤ 薬局DOTSの報告は、別紙(報告様式)により作成する。  
ただし、他機関等への同様な報告書があれば、これをもって別紙(報告様式)に代えることができる。  
(支援対象者氏名欄については、保健所が薬局DOTS依頼時に伝えた「番号」を記載する。)

⑥ 保健所への報告は、薬局が実施しやすい方法(メールやFAX)で行う。

⑦ 薬局に来局しなかった場合や、脱落時等のトラブルが発生した場合、直ちに保健所に報告する。主治医への連絡、調整は保健所が行う。

⑧ 服薬終了について、薬局、保健所間でお互いに確認する。

連絡先 瀬戸保健所 健康支援課

電話(0561-82-2157)

FAX (0561-82-9188)

E-mail (seto-hc@pref.aichi.lg.jp)

